3　一般事業主は、第一項の規定により適切と認めるものとして公表するに当たっては、おおむね一年に一回以上、公表した日を明らかにして、インターネットの利用その他の方法により、女性の求職者等が容易に閲覧できるよう公表しなければならない。

（法第十六条第二項の情報公表）

第二十条　前条の規定は、法第十六条第二項の規定による情報の公表を行う中小事業主について準用する。

（権限の委任）

第二十一条　法第二十七条の規定により、法第八条第一項及び第七項、第九条、第十一条並びに第二十六条に規定する厚生労働大臣の権限は、所轄都道府県労働局長に委任する。ただし、法第十一条及び第二十六条に規定する権限にあっては、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

2　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四十五号の十一の次に次の一号を加える。

四十五の十二	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）に係る申請等　同法第十二条第七項及び第二十六条の報告以外の申請等

様式第一号（第七条関係）（第一面から第五面まで）

（日本工業規格Ａ列４番）

基準適合一般事業主認定申請書

申請年月日　平成　　年　　月　　日

都道府県労働局長　殿

（ふりがな）
一般事業主の氏名又は名称

（ふりがな）
（法人の場合）代表者の氏名　　印

主たる事業（大分類：　　）

※製造業のみ記入（中分類：　　）

住　　所　〒

電話番号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第９条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．現在取り組んでいる一般事業主行動計画

⑴　一般事業主行動計画策定届を届け出た日　　平成　　年　　月　　日

⑵　一般事業主行動計画策定届の届出先　　労働局長

⑶　計画期間　　平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日

２．常時雇用する労働者の数　　人

男性労働者の数　　人

女性労働者の数　　人

３．女性の職業生活における活躍に関する状況（直近の事業年度をＸとする。以下同じ。）

⑴　採用に関する状況

①　直近の３事業年度の男女別の採用における競争倍率（記載要領７を参照）

直近の３事業年度の平均	雇用管理区分	女性の競争倍率(A)	男性の競争倍率(B)	(A)×0.8＝(C)
(X)年度～（Ｘ－２）年度の平均				

②　（①の(C)が(B)以上の事業主のみ記入）

	雇用管理区分	女性の競争倍率(A)	男性の競争倍率(B)	(B)／(A)
(X)年度～（Ｘ－２）年度の平均				
①の前年度までの３事業年度の平均				
（Ｘ－１）年度～（Ｘ－３）年度の平均				
①の前々年度までの３事業年度の平均				
（Ｘ－２）年度～（Ｘ－４）年度の平均				

認定申請の担当部局名	
（ふりがな）担当者の氏名	

⑵　継続就業に関する状況（ｉ又はｉｉのうちいずれかを記入）

（ｉ）　平均継続勤務年数の男女差（記載要領８を参照）

①　直近の事業年度における男女別の平均継続勤務年数

直近の事業年度	雇用管理区分	女性の平均継続勤務年数(A)	男性の平均継続勤務年数(B)	(A)／(B)＝(C)
(X)年度				

②　（①の(C)が0.7未満の事業主のみ記入）

①の直前の２事業年度	雇用管理区分	女性の平均継続勤続年数(A)	男性の平均継続勤務年数(B)	(A)／(B)＝(C)
（Ｘ－１）年度				
（Ｘ－２）年度				